

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について	特定有価証券ガイドライン

No	コメントの概要	金融庁の考え方
○第三者割当増資に係る開示〔開示府令第19条第2項第1号ヲ、第2号様式等、開示ガイドライン〕		
1	<p>開示府令案第19条第2項第1号ヲで「第三者割当」の定義から除外される新株予約権の割当てによる方法には外国会社が株主割当てにより発行する場合が含まれないように見えるため、外国会社による株主割当てが含まれることを明確にしてほしい。</p> <p>開示ガイドライン2-3を維持するのであれば、会社法第277条に基づく新株予約権の無償割当ても「第三者割当」の定義から除外すべきではないか。</p>	<p>新株予約権の割当てのうち、次に掲げるものについては、「第三者割当」に該当しない旨を明確にするため、規定を修正いたします。</p> <p>① 新株予約権の株主割当て ② 株主に対する新株予約権の無償割当て ③ 外国会社による①及び②に準ずる割当て ④ オーバーアロットメントでのグリーンシューオプション行使に伴う新株予約権の割当て ⑤ ストックオプションとしての役員、使用人等に対する新株予約権の付与</p>
2	<p>開示府令案第19条第2項第1号ヲ(2)の「役員」に会計参与は含まれるか。また、「関連会社」には子会社が含まれないことから「関係会社」とすべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、開示府令第19条第2項第1号ヲ(2)の新株予約権を割当てる対象に会計参与が含まれるよう規定を修正し、「関連会社」を「関係会社」に修正いたします。</p>
3	<p>開示府令案第19条第2項第1号ヲ(1)の「一定の要件に該当する場合において」の意味が分かりにくいいため、削除するか内容を明らかにしてほしい。</p>	<p>開示府令案第19条第2項第1号ヲ(1)に規定する「一定の要件に該当する場合」とは、オーバーアロットメントでのグリーンシューオプション行使に伴う第三者割当を規定しています。具体的には開示ガイドラインに新たな規定を設けてその内容を明らかにします。</p>
4	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(20)で手取金の使途の詳細な情報の記載が要求されることになるが、第三者割当に該当しない公募や売出しは現行どおりの記載でよいか。</p>	<p>「手取金の使途」は、第三者割当に限らず、有価証券の募集又は売出しにより当該有価証券の発行者が取得する手取金について、開示府令第二号様式記載上の注意(20)に従って記載する必要があります。</p>
5	<p>割当予定先に関する情報や資金使途等の詳細な開示義務を負う対象から、非上場会社や外国会社を除外していただきたい。</p> <p>大規模な第三者割当に該当しない第三者割当において割当予定先の実態を調査させる必要性は薄いと考えられる。</p>	<p>我が国資本市場において、割当先が不透明な第三者割当増資等や、既存株主の株式の大幅な支配比率の希釈化や支配権の移動を伴うような第三者増資等が行われている状況を踏まえ、我が国資本市場の公正性・透明性を確保し、投資者の信頼を確保する観点から、第三者割当増資等に関する情報開示の充実を図ることとし</p>

		たものです。 したがって、発行会社の上場の有無・国籍、第三者割当増資等の規模等にかかわらず、第三者割当増資等に関する情報の詳細な開示が必要であると考えられます。
6	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-3) aの(c)で「主たる出資者及びその出資比率」については、発行会社が合理的努力をしたにもかかわらず割当予定先から必要な情報を取得できなかった場合、その旨を記載することで足りるとすべきである。	記載すべき情報のうち、割当予定先から取得しなければ記載することができない情報については、記載できない旨及びその理由を記載する必要があります。 実際の状況に応じ、個別に検討する必要があると考えられます。
7	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-3) eで記載する株券等の「保有方針」と大量保有報告書の「保有目的」(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第一号様式記載上の注意(10))に記載すべき事項とは、記載内容が共通する場合も異なる場合もあるという理解でよいか。	有価証券届出書に記載する株券等の「保有方針」は、割当予定先による株式等(割り当てられた新株予約権の行使等により取得した株式を含む。)の保有期間や転売予定といった割当予定先の株券等の保有に関する方針を発行会社が確認した場合にその内容を記載するものです。一方、大量保有報告書の「保有目的」は、大量保有者自身が保有する目的を記載するものです。
8	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-3) cで割当予定先を選定した経緯を記載することとされているが、発行会社内における選定過程を記載するものと考えてよいか。	発行会社による選定の過程を記載することになりますが、例えば証券会社が割当予定先をあっせんした場合はその旨等を記載することになると考えられます。
9	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-3) fの割当予定先が払込みに要する資金又財産を保有することの確認について、買付者による買付資金の証明が求められる公開買付けの場合と異なり、残高証明書等まで確認することは、割当予定先の協力が得られない限り困難である。その場合には、割当予定先が払込みに十分な資金又は財産を保有していることに関して表明してもらう、あるいは発行会社が割当予定先にヒアリングを行い発行会社が払込みに十分な資産を有している旨表明したことを記載するようなことで足りると考えてよいか。	割当予定先の払込みに要する資金又は財産の保有状況に関する情報は、割当予定先等から取得する必要がありますが、その確認すべき内容、確認する方法等については、第三者割当の規模や割当予定先の協力状況、資金調達方法、財務状況、過去の第三者割当における払込みの状況等に応じ、割当予定先ごとに判断し、可能な方法で確認する必要があると考えられます。 その方法については、割当予定先に対するヒアリング、残高証明書等の提示を求めて確認すること等、様々な方法が考えられますが、いずれの方法によった場合であっても、その方法を具体的に記載する必要があります。
10	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-3) fの割当予定先が払込みに要する資金等の状況の確認については、割当予定先の直近の財務諸表等において払込みをするのに十分な現預金があることが確認できる場合、その旨を記載することで足りると考えてよいか。 割当予定先が借入れにより払込みを実施する場合、融資証明の有無、借入の前提条件があればその旨を記載する必要があると考えるべきか。	なお、割当予定先が借入れにより払込みを実施する場合には、借入先の名称及び借入の重要な前提条件があればその概要等を記載する必要があると考えられます。 割当予定先の協力が得られず、また、いかなる方法をとっても確認ができない場合には、その旨及びその理由についても具体的に記載する必要があると考えられます。
11	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-3) gでは、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体を「特定団体等」と定義しているが、東証規則が定める「暴力団等反社会的勢力」(東証有価証券上場規程第443条及び有価証券上場規程施行規則436条の2)と対象範囲が異なるのか。	「特定団体等」とはいわゆる反社会的勢力を指し、基本的には「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日付け)における対象範囲であり、「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要

	対象範囲が共通なのであれば、文言を統一するべきである。	求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することになると考えられます。
12	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-3)gの割当予定先が「特定団体等」であるか否か、及び割当予定先が「特定団体等」と何らかの関係を有しているか否かについて、(23-3)fと同様に、それらを確認した結果及び確認の方法を記載させることにしてほしい。	ご意見を踏まえ、規定を修正します。
13	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-3)gについて、割当予定先が「特定団体等」であるか否か、及び割当予定先が「特定団体等」と何らかの関係を有しているか否かについて、確認すべき範囲を明確にしてほしい。 例えば割当予定先がファンドである場合にファンドの出資者について確認したとしても、当該出資者の名称等を開示することが適切でない事項もあることから、有価証券届出書への記載について可能な範囲で行うことで足りると考えてよいか。	割当予定先が「特定団体等」に該当するか否かについては、当該割当予定先のみならず、当該割当予定先の親会社、主たる出資者、子会社、役員等についても確認する必要があると考えられます。また、割当予定先と「特定団体等」との関係については、例えば、これらの割当予定先の関係者が「特定団体等」の運営に関与し、又は「特定団体等」がこれらの関係者の経営に関与する関係にあるかについて確認する必要があり、その確認方法としては内部規程等に従い、割当予定先が独自に取り組んでいる事項等を確認することが考えられます。 なお、確認した結果については、個別具体的な状況を踏まえ、適切に記載する必要があります。
14	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-3)gの「特定団体等」に関する「確認方法」とはどのような方法を予定しているのか。確認した事項まで記載すべきなのか明らかにしてほしい。	「確認方法」としては、例えば、公開情報に基づく調査、割当予定先に対するヒアリング、信用調査機関の利用等が考えられますが、一律に特定の方法を指定できる性質のものではなく、個々の事案に応じてどのような方法が適切であるかを提出会社が判断することになると考えられます。 なお、確認した結果及びその確認方法を具体的に記載する必要があります。
15	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-3)gでは、例外なく「特定団体等」に関する確認方法を記載することとなっている。提出会社が独自に確認する必要性がないと考えられる一定の割当予定先(金融庁が確認済みの登録金融商品取引業者、自主規制機関である証券取引所が確認済みの上場会社及び取引参加者等)については例外扱いとしてほしい。また、例外扱いが認められる場合には、一定の要件を満たす会社の関連会社についても例外扱い又は簡易な手続き(割当予定先が一定の要件を満たす会社の関連会社であることを確認する等)としてほしい。	特定の割当予定先について、一定の要件に該当することを確認することをもって「特定団体等」に関する確認方法とする場合もあると考えられますが、割当予定先ごとに状況は大きく異なり、その内容を具体的に確認する必要があることから、当該要件を一律に、網羅的に適用するのではなく、個別具体的に判断することが適当であると考えられます。
16	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-5)bの「第三者による分析又は意見」の「内容」として想定している事項は何ですか。 新株予約権及び新株予約権付社債についての評価の内容には、価値評価機関のノウハウにかかわる部分があるため、評価内容等をそのまま開示することは適切でなく、評価内容の概要を開示することにしてほしい。	第三者算定機関が新株予約権の理論価格等の評価を行った場合、当該算定機関の名称、当該算定機関による評価対象及び評価の概要について、開示可能な範囲で、投資家に分かりやすく開示することが必要であると考えられます。

17	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-5) bは監査役による意見表明や第三者の意見の取得を強制する趣旨ではないと理解してよいか。	開示府令第二号様式記載上の注意(23-5) bは、会社が有利発行ではないと判断した第三者割当に関して、監査役が意見を対外的に表明している場合又は第三者算定機関が評価を行った場合には、その意見又は評価の内容を記載するという趣旨です。
18	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-5) bで監査役が表明する意見の対象は「当該発行に係る適法性」であり、「その理由、判断の過程」は含まれないと考えてよいか。	また、監査役が、会社の判断理由や判断過程についても対外的に意見を表明している場合には、その内容も記載することになると考えられます。
19	外国会社で、本国法制上有価証券の有利発行規制がないことがあるが、その場合には、開示府令案第二号様式記載上の注意(23-5) bの有利発行に関する開示事項については「該当なし」とする旨の記載で足りるという理解でよいか。	投資者にとって分かりやすい情報開示の観点から、本国の法制上有価証券の有利発行規制がない旨を記載することが適切であると考えられます。
20	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-6)でa又はbに規定する大規模第三者割当に該当する場合に記載することとされる「その理由」とは、どのような内容か。	例えば、過去に行われた第三者割当において増加した議決権を加算した結果、一定の希釈化率となる場合や、近親者等が所有する議決権と合算することにより支配株主となる見込みである場合等、a又はbの類型に該当する場合について、その具体的な内容を記載する必要があります。
21	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-6)につき、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の転換又は行使により交付される株式に係る議決権の数の算出についても、届出日又はその前日のいずれかの市場価額その他の指標に基づき決定される行使価額(届出時点における当初行使価額の見込み)により計算するとの理解でよいか。 新株予約権や新株予約権付社債が第三者割当により発行された場合、開示府令案第二号様式記載上の注意(23-7)で第三者割当後の大株主の状況を記載する場合、行使による発行又は交付株式数は当初行使価額(下方修正条項付の場合は当初の最低行使価額)を前提として算定してよいか。	ご理解のとおりです。
22	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-8)について、大規模な第三者割当を「行わなければならない理由」ではなく、「行うことを選択した理由」とすべきではないか。	規定を「行うこととした理由」に修正します。
23	無議決権種類株式が第三者割当で発行される場合、開示府令案第二号様式第一部第3の5の大株主の状況は、「該当事項なし」と記載することでよいか。	第三者割当により議決権が復活しない無議決権種類株式が発行される場合であっても、「所有株式数」は増加することになるため、「大株主の状況」は記載する必要があると考えられます。
24	開示府令案第二号様式記載上の注意(23-7)に規定する第三者割当後の大株主の状況として記載する「所有株式数」はいつ時点の株式数になるのか。	基本的には、最近日現在で記載される第二部第4の1の(6)の「大株主の状況」を基にして記載することになるものと考えられます。
25	開示ガイドライン案2-11は、発行会社による割当予定先に対する積極的な調査を促すとともに、実務の悩みを十分に酌んだ規定であ	発行会社と割当予定先の協議の状況は事案により様々であると考えられます。

	<p>る。これは、セーフハーバー・ルールとしての役割を果たす重要な改正案である。</p> <p>同案の「当該第三者割当の内容等に関する割当予定先との協議」は勧誘に該当しないとされている。有価証券届出書前の協議により発行会社及び割当予定先による協議が実質的に終了し、有価証券届出書提出後に両者の接触が予定されない場合もあり得ると整理でよいか確認したい。</p>	
26	<p>開示ガイドライン案2-11の「当該第三者割当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合」として、資本提携と親会社による子会社株式の引受けという取引類型以外に、例えば、資本提携等を伴わない純投資目的での資金調達で、割り当てる予定の株式に一定期間（例えば6ヶ月）の転売制限をつける場合も含まれるという理解でよいか確認したい。</p>	<p>例示とした資本提携、親会社による子会社化株式の引受けは、一般的に、割当予定先がその株式を所有することを前提とするものであり、このような場合は、「当該第三者割当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合」に該当するものと考えられます。</p> <p>これらの例示以外のケースが「当該第三者割当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合」に当たるか否かについては、割当予定先による株式等（割り当てられた新株予約権の行使等により取得した株式を含む。）の転売の可能性を踏まえ、個別具体的に判断することになると考えられます。株式に一定期間の転売制限を付した場合について、「当該第三者割当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合」に該当する場合は、転売制限を付した目的、転売制限の内容、転売制限期間等を総合的に勘案して判断する必要があると考えられます。</p>
27	<p>開示ガイドライン案2-11で挙げられている「親会社が子会社株式を引受ける場合等」を「親会社が子会社株式又は関係会社株式を引受ける場合等」に拡大してほしい。</p>	<p>上記のとおり、親会社が子会社株式を引き受ける場合とは、その資本関係から一般的に直ちに転売されるおそれが少ないと考えられるケースの例示です。</p> <p>具体的に「当該第三者割当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合」に該当するか否かについては、個別具体的に判断することになると考えられます。</p>
28	<p>開示ガイドライン案2-11は、「第三者割当」の定義から除かれるグリーンシュエ及びストックオプションの割当て（開示府令第19条第2項第1号ヲ(2)参照）における発行会社と割当予定先の事前協議を一律に違法とする趣旨ではなく、当該事前協議の可否は個別具体的に判断するとの理解でよいか。</p>	<p>開示ガイドライン2-11は、「当該第三者割当に係る有価証券が直ちに転売されるおそれが少ない場合」には、当該割当てに関する事前協議その他これに類する行為は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないとの考え方を示したものです。グリーンシュエ及びストックオプションについては、割当てが行われる状況等に照らし、個別具体的に判断する必要があります。</p>
29	<p>開示府令第2号様式の第三者割当の場合の特記事項及び開示ガイドライン案2-11は、特定有価証券の発行にも適用されるか。</p>	<p>第三者割当の場合の特記事項及び開示ガイドライン2-11は、株式、新株予約権又は新株予約権付社債の第三者割当に限って適用されます。</p> <p>(参考) 開示府令第19条第2項第1号ヲで「第三者割当」を定義しています。</p>
30	<p>開示ガイドライン案5-7で「その他の者に対する割当」の欄の記載にあたっては、その概</p>	<p>ストックオプションを割り当てる場合に新株予約権の「募集の条件」（開示府令第2号様</p>

	<p>要を欄外に注記するものとされているが、株式以外の第三者割当の場合には該当する欄がない。また、今回「第三者割当の場合の特記事項」の欄が新設されたことを考慮すると本規定は不要となるのではないか。</p>	<p>式第一部第1の4(1))で注記すること等規定を修正します。</p> <p>開示ガイドライン5-7では、「第三者割当の場合の特記事項」に記載する「第三者割当」の定義から除かれるオーバーアロットメントに伴う第三者割当及びストックオプションについて、その概要を記載することを想定しています。</p>
31	<p>開示ガイドライン案5-7で「概要」の記載として求められるのはどの程度の記載ですか。例えば、ストックオプションにおける従業員の氏名等は記載不要との理解でよいか。</p>	<p>オーバーアロットメントに伴う引受証券会社に対するグリーンシュアの割当ての場合には、その概要として、引受証券会社の名称、割当数、払込金額総額、割当てが行われる条件等を記載することが考えられます。</p> <p>また、ストックオプションの場合には、その概要として、割当対象者の所属会社における役職ごとに区別した新株予約権の割当人数及び割当数を記載することが考えられます（一般的なストックオプションの場合には、特定の割当対象者の氏名の記載は不要であると考えられます。）。</p>
<p>○行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る開示〔開示府令第19条第2項第1号、第2号様式等〕</p>		
1	<p>短期間に連続して行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行する場合において、2回目に提出する有価証券届出書が組込方式又は参照方式である場合、1回目に発行された行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る情報をどこに記載すればよいか。</p>	<p>様式上、独立の記載項目とはなっておりませんが、複数の発行が近接している等の理由により投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある場合には、関連する項目において記載する必要があると考えられます。例えば、「証券情報」の「その他の記載事項」や関連する適当な箇所に注記することが考えられますし、組込方式の場合には追完情報の「その他財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合」として記載することも考えられます。</p> <p>なお、このような取扱いは、発行する有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合に限られないと考えられます。</p>
2	<p>有価証券報告書（第3号様式等）における行使状況等の開示について、四半期報告書を提出していない会社については、第4四半期会計期間に係る情報ではなく、下半期に係る情報を記載することとしてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
3	<p>有価証券報告書（第3号様式等）における行使状況等の開示について、新株予約権付社債券については、「行使価額等」は社債の券面額を意味するとの理解でよいか。</p>	<p>「行使価額等」とは、権利行使により交付された株式1株当たりにつき支払われた金銭その他の財産の価額を意味するものですが、転換社債型の新株予約権付社債券については、通常の場合、行使により交付される株式数を計算するために社債の払込金額を除くに当たって使用した価額がこれに該当するものと考えられます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、以下のとおり規定を修正いたします。</p> <p>「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこ</p>

		れに準ずるものをいう。」
4	「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」は行使価額が6か月に1回を超える頻度で修正される可能性がある旨の条項が付されたものに限定すべきである。	<p>今回の改正は、行使価額等が修正される新株予約権付社債券等のうち一定の要件に該当するものは常に不適切なものであるとの前提に立つものではありません。</p> <p>むしろ、行使価額等が修正される新株予約権付社債券等にも様々な内容・利用方法のものがあることを前提に、修正の基準や頻度を含む有価証券の内容等についてより分かりやすく、かつ、充実した開示を求めることにより、投資者が自ら当該有価証券の内容や利用方法の評価を行うことに資することを趣旨とするものです。この点、例えば、修正の頻度が6か月に1回を超えるものに限定した場合、6か月に1回を超える頻度のものは常に不適切であり、6か月に1回を少しでも下回るものは常に何の問題もないかのような誤解を生じさせかねないと考えられます。</p> <p>以上のような点から、「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」の定義を、行使価額等が6か月に1回を超える頻度で修正される可能性があるものに一律に限定することは適当ではないと考えられます。</p> <p>もっとも、届出又は提出事務の運用上、各項目の記載内容についてどの程度詳細なものを求めていくかという点に関しては、届出又は報告の対象である行使価額修正条項付新株予約権付社債券等がどのような内容のものであるか（例えば、修正の頻度はどの程度であるかという点も含む。）も考慮されると考えられます。</p>
5	時価以下による新株発行、株式併合又は組織再編等を理由に行使価額等を調整する旨の調整条項（いわゆるマーケットプライス方式による調整条項）のみが付されたものについては行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当しないとの理解でよい。	ご指摘のとおり、時価以下による新株発行、株式併合又は組織再編等を理由に行使価額等を調整する旨の条項のみが付されたものについては「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」に該当しません。
6	開示府令案第19条第2項第1号リ（7）の「その他投資者の保護を図るため必要な事項」とは、例えばどのような事項か。	例えば、提出会社と取得者との間で、報告の対象である行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の有価証券としての内容を実質的に変更するような条件等を合意しているような場合、当該合意の内容を記載する必要があると考えられます。
7	開示ガイドライン案7-3⑰と7-7⑱の標記を統一すべきである。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
8	新株予約権付ローンにおけるローン条件については、開示府令案第二号様式記載上の注意（8）d（f）の「その他投資者の保護を図るために必要な事項」に該当すると考えられるところ、財務制限条項、期限前弁済条項等についても開示する必要があると考えるがどうか。	新株予約権付ローンにおけるローン条件について、有価証券届出書等においてどのような開示が必要となるかという点は、当該新株予約権付ローンにおける新株予約権が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当するか否かに関わらず、個別事案ごとに判断する必要があると考えられます。
9	予め定義する特別配当を実施する場合に予め定める転換価額調整式をもって調整される	予め定義する内容が明確ではないため個別事案ごとに判断する必要があるが、例え

	旨の条項のみが付されたものは行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当するか。	ば、一定額以上の剰余金の配当が行われる場合に、そのことを契機として、当該配当の内容を踏まえた調整が行われるものである場合は、通常、当該調整条項のみをもって行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当するものではないと考えられます。
10	新株予約権のうち、一定時点の株価によって新株予約権の行使ができない仕組みのものや、株価によっては会社が取得する旨の取得条項が付された新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等には該当しないとの理解でよいか。	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の定義は、株価の変動に伴い権利の行使により割り当てられる株式の数や払込金額が変動するものを指しているため、ご意見のような条項が定められていること自体に基づき行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当することはないと考えられます。
○有価証券報告書等の早期提出【開示府令第19条第1項第9号の2、第3号様式等】		
1	<p>有価証券報告書は詳細な情報提供を投資家に対して行うという目的で時間をかけて作成されるものであり、早期化を目指すべきではない。株主総会招集通知発送時に添付又は開示される計算書類及び事業報告書は有価証券報告書の情報と重複していることから、早期化を促す必要性に乏しい。検討すべきは、内部統制報告書と有価証券報告書の分離ではないかと考える。今回の改正の背景にあるのは有価証券報告書とともに提出を求められている内部統制報告書を株主が株主総会までに見ることができないというところにあると考えられる。このことを達成するために有価証券報告書の作成完了日を早めるというのは、株主に詳細な情報提供を行うという有価証券報告書の方向性と矛盾する。</p> <p>定時株主総会では、配当額やストックオプションなどの有価証券報告書記載事項が決議され、さらに役員報酬など会計監査の対象となる財務諸表の基礎となる事項も決議される。したがって、これらの事項が修正又は否決された場合は、該当部分の再作成や場合によっては再監査が必要となり、実務に多大な混乱を招く恐れがある。</p>	<p>本改正の目的は、株主及び投資者に対する経営者の説明責任をより徹底する観点から、有価証券報告書及び内部統制報告書を株主総会に先立って提出しようとする有価証券報告書提出会社の提出を可能とするために行なうものです。</p> <p>(注) 金融審議会・我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」において、「株主・投資者に対する経営者の説明責任の徹底の観点から、金融商品取引法上の有価証券報告書・内部統制報告書を株主総会への報告事項にすべきであると指摘がある。」とされている。</p> <p>有価証券報告書はその発行会社に関して投資者の投資判断にとって重要な情報を提供するものであり、これらの情報は定時株主総会における株主の意思決定の参考となるものと考えられます。</p> <p>なお、定時株主総会で有価証券報告書に記載した決議事項が修正又は否決された場合には、臨時報告書においてその内容の開示を求めることとしており、提出会社に過度の作業負担を強いることがないよう制度整備を行なっています。</p>
2	有価証券報告書の早期提出を可能とする改正にあたって、有価証券報告書、確認書及び内部統制報告書の記載内容を簡素化する、会社法上の開示書類との一本化を図る等の作成負担の軽減及び簡素化を検討してほしい。	貴重なご意見として承ります。
3	有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合でも、記載内容の基準日は有価証券報告書提出日となるのか。仮に当該基準日が有価証券報告書提出日となる場合、「役員 の 状 況」欄については、定時株主総会で会社提案が承認された場合に就任する予定の新役員の状況を記載することを認めてほしい。	<p>有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合でも、記載内容は、格別の規定がない限り有価証券報告書提出日現在の内容とされ、役員 の 状 況」欄についても、当該提出日における役員について記載することになります。</p> <p>ただし、有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、有価証券報告書提出日現在の「役員 の 状 況」に加え、定時株主総会におけ</p>

		<p>る役員選任議案の対象となっている新役員の状況について、定時株主総会の決議事項となっていることを明記したうえで、記載しなければならないこととしています（開示府令第3号様式記載上の注意（1）e）。</p> <p>この場合、当該決議事項が修正又は否決された場合には、臨時報告書においてその旨及びその内容を提出する必要があります（開示府令第19条第2項第9号の2）。</p>
4	<p>開示府令第3号様式記載上の注意（1）eで有価証券報告書を早期提出する場合に記載を要求される定時株主総会における決議事項になっている旨及びその概要について、ガイドライン等で記載事項の内容を明確にしてほしい。例えば、経理の状況において、定時株主総会決議事項に関わる内容を将来事項として記載することが必要になるのか。</p>	<p>第二部第5の「経理の状況」の記載内容が定時株主総会の決議事項に関わる場合には、その内容について投資者が分かりやすいよう適切な箇所に記載することになると考えられます。</p> <p>また、当該決議事項が修正又は否決された場合は、臨時報告書を提出する必要があります。</p>
5	<p>有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合、臨時報告書において定時株主総会後の新しい経営体制を有価証券報告書の「役員の状況」欄の様式により開示させることにはどうか。</p>	<p>開示府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を提出する場合、有価証券報告書に記載した事項のうち定時株主総会の決議で変更された内容だけを記載する方法のほか、有価証券報告書の様式を用いて、定時株主総会で変更されていない事項を含めて記載することも可能です。ただし、後者の方法をとる場合でも、有価証券報告書に記載した事項のうち定時株主総会でどこが変更されたのか（開示府令第19条第2項第9号の2ハ）を明確にする必要があります。</p> <p>なお、定時株主総会前に有価証券報告書を提出し、開示府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を提出する場合、例えば会社提案の役員候補者の一部が否決されて取締役にならなかった場合など、別途有価証券報告書の記載事項の訂正を要する場合がありますと考えられます。</p>
6	<p>有価証券報告書の記載事項の中で定時株主総会での決議内容を踏まえて記載する項目として、「役員の状況」欄のほか、例えば「コーポレート・ガバナンスの状況」における定款の定めに関わる事項や「自己株式の取得等の状況」が挙げられる。定時株主総会の決議事項が否決又は修正された結果、これらの項目での記載内容の変更を要する場合も、有価証券報告書の訂正ではなく臨時報告書の提出のみで足りるとの理解でよいか。</p>	<p>定時株主総会の決議事項が否決又は修正され、定時株主総会前に提出した有価証券報告書に記載した決議事項の内容に変更が生じた場合には、開示府令第19条第9号の2に基づき臨時報告書を提出する必要があります。なお、有価証券報告書の記載内容を訂正する必要がある場合には、有価証券報告書の訂正報告書の提出が必要です。</p>
7	<p>有価証券報告書提出後から定時株主総会までに発生した重要な後発事象は、開示府令第19条第2項第9号の2に基づき提出する臨時報告書の対象となるのかを確認したい。</p>	<p>有価証券報告書提出から定時株主総会までに発生した後発事象については、開示府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書の提出事由には該当しません。</p> <p>ただし、当該後発事象の開示上の取扱いについては、別途検討する必要があります。</p>
8	<p>有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、定時株主総会前に添付書類に修正又は変更が生じたときの取扱いについて明確に</p>	<p>具体的な修正又は変更の内容によりますが、基本的には、有価証券報告書の訂正報告書において添付書類の修正又は変更を行うものと考</p>

	してほしい。	えられます。
9	<p>定款変更決議を予定する定時株主総会の前に有価証券報告書を提出する場合、添付書類となる定款として、変更後の定款案を添付することができるか確認したい。</p> <p>定時株主総会で定款変更案が修正された場合の取り扱いはどうなるのか。</p>	<p>有価証券報告書の添付書類となる定款（開示府令第17条第1項第1号イ）は、有価証券報告書提出日現在の定款です。</p> <p>また、定時株主総会の決議事項が否決又は修正され、定時株主総会前に提出した有価証券報告書に記載した決議事項の内容に変更が生じた場合には、開示府令第19条第9号の2に基づき臨時報告書を提出する必要がありますが、これは有価証券報告書の記載事項についての規定であり、添付書類は対象ではありません。</p> <p>したがって、定款変更決議を予定する定時株主総会前に有価証券報告書を提出する場合であっても、定款の変更について記載する必要はなく、定時株主総会において定款変更決議が否決又は承認された場合であっても臨時報告書の提出は不要です。また、修正された内容の定款を添付書類とする訂正有価証券報告書の提出も不要です。</p>
10	<p>有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合、財務諸表等の監査証明に係る監査報告書と会社法における監査報告書は同日付で作成される必要はあるか確認したい。</p>	<p>有価証券報告書を定時株主総会前に提出することを可能とする今回の改正は、財務諸表等の監査証明に係る監査報告書を会社法における監査報告書と同日付で作成することを義務付けるものではありません。</p>
11	<p>有価証券報告書を定時株主総会前に提出したとき、定時株主総会直後の取締役会で代表取締役の異動を決定した場合に開示府令第19条第2項第9号に基づく代表取締役の異動に係る臨時報告書を提出する必要があるのかを確認したい。</p>	<p>定時株主総会前に提出した有価証券報告書に、定時株主総会直後に開催される取締役会において代表取締役として選任される予定であること及びその者について開示府令第19条第2項第9号に定める事項を記載した場合、その者が予定通り代表取締役に就任すれば、同号に基づく臨時報告書を提出する必要はないと考えられます。</p>
12	<p>第17条第1項第1号ロを改正したことを踏まえ、第17条第2項の書き振りにしても改正すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
○従業員株式所有制度について【開示府令第2号様式等、特定有価証券ガイドライン】		
1	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(47-2)及び特定有価ガイドライン案2-4の①における「従業員等持株会」の定義に提出会社の「被支配会社等」や「関係会社」の従業員を対象とする場合（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イ(1)の「対象従業員」の定義参照）を含めてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
2	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(47-2)に記載する「従業員株式所有制度」には、信託会社が従業員に株式を交付するスキームが含まれるとの理解でよいか。</p> <p>開示府令案第二号様式等で記載が求められる「従業員株式所有制度の内容」は、日本版ESOPと呼ばれる持株制度に加え、米国型ESOPについても記載が必要となるという理解でよいか。</p>	<p>「従業員株式所有制度」は、従業員等持株会を使った制度に限定されます。</p> <p>なお、今般の措置は、従業員持株会について既に金融商品取引法等において一定の開示規制の対象外とされていることも踏まえ、従業員持株会を通じた株式所有スキームのうち、従業員持株会と同様に、金融商品取引法上の開示規制の対象としなくても投資家である従業員の保護のため支障を生じることがないものにつ</p>

		<p>いて、一定の適用除外を設ける等の明文の手当てを行うものです。</p> <p>米国版ESOP等の退職給付型スキームについては、スキームの具体的な設計により生じ得る開示規制上の問題点の有無・内容は様々であると考えられることから、個別事例ごとに実態に即して判断されることとなります。</p>
3	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(47-2)に関し、従業員株式所有制度とはいわゆる日本版ESOPを想定しており、従業員等の会員からの拠出金を元に会員自身で定めた規約に基づき定期的に市場で株式を買い付ける従業員等持株会制度については記載の対象外であることを確認したい。</p>	<p>従業員等持株会の参加者の一定の拠出金を原資に定期的に市場で発行会社の株式を買増す従業員等持株会そのものは、他者からの融資等によって信託会社等が発行会社の株式を買い付けるスキームと組み合わせっていない場合には、当該従業員株式所有制度には該当しません。</p>
4	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(47-2)(a)の「当該従業員株式所有制度の概要」は、既に従業員株式所有制度を導入している企業がプレスリリースに記載しているプラン概要を記載することで足りると考えてよいか。同(e)の「受益権等の内容」の開示の程度を明らかにしてほしい。</p> <p>例えば、ストックオプションにおける従業員の氏名等は記載不要との理解でよいか。</p>	<p>「当該従業員株式所有制度の概要」には、従業員株式所有制度の仕組み及び信託受益権に係る信託契約の概要を分かりやすく記載してください。なお、開示府令第二号様式記載上の注意(47-2)(e)の項目を削除し、その内容を(a)に含める修正をします。</p> <p>また、当該項目において、ストックオプションにおける従業員の氏名等の記載は求めていません。</p>
5	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(47-2)(b)及び(c)の区別が必ずしも明確ではないが、従業員持株会のみを取引の相手方とする信託の仕組みを用いた従業員株式所有制度においては、両者は同じものを意味すると考えてよいか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正します。</p>
6	<p>従業員株式所有制度の内容の記載について、オフバランスの会計処理を行った信託等を用いた従業員株式所有制度について会計上何らかの開示が要求されると理解されることを避ける趣旨で、「提出会社が採用している会計処理及び手続の如何にかかわらず」等の文言を追加するべきである。</p>	<p>従業員株式所有制度を導入している企業については、当該企業の従業員持株会が信託を通じて、一度に、そして大量に企業又は市場から当該企業株式を購入することが考えられます。このことは、投資者にとって重要な投資情報であると考えられることから、当該情報を有価証券届出書等に記載を求めるものです。したがって、従業員株式所有制度に係る会計処理のあり方について規定したものではありません。</p>
7	<p>従業員株式所有制度を導入するうえで、有価証券届出書を提出して信託等に株式を割り当てる場合が当該有価証券届出書に「従業員株式所有制度の内容」を記載する必要があるか。</p> <p>「従業員株式所有制度の内容」の記載を要する場合、新設される「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 第1 割当予定先の状況」に記載すると考えてよいか。</p>	<p>従業員株式所有制度を導入するうえで、信託等に導入企業株式を割り当てる方法が、開示府令第19条第2項第1号㉠に規定する方法による場合には、第2号様式第一部の第3の1【割当予定先の状況】に当該従業員株式所有制度の概要を同様式記載上の注意(47-2)に準じて記載する必要があります。</p> <p>なお、この場合、同様式第一部の第3の1【割当予定先の状況】を参照する旨を記載することができます。</p>
8	<p>特定有価ガイドライン案2-3は、従業員持株会の参加者が信託受益証券等を取得する従業員持株会型ESOPだけでなく信託受益権証券一般について定めているのかを確認したい。</p> <p>特定有価ガイドライン案2-3で信託受益</p>	<p>ご意見を踏まえ、特定有価証券ガイドライン2-3及び2-4を統合することとし、本規定が従業員株式所有制度について定めることを明確にします。</p>

	<p>権証券一般に一律のルールを設けることは過剰な規制である。</p> <p>特定有価ガイドライン案2-3の但書きは同2-4の但書きとすべきである。</p>	
9	<p>特定有価ガイドライン案2-3及び2-4にかえて、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2を満たす場合には、金融商品取引法第3条第3号口に定める有価証券投資事業権利等ではなく適用除外有価証券に該当する旨の規定にするべきである。</p>	<p>本改正は、従業員株式所有制度を利用した従業員等持株会の参加者が500名以上の場合であっても、開示規制上、一定の要件を満たす当該従業員持株会については、当該従業員持株会を一人受益者として取り扱うこととする考え方を明らかにするものです。</p> <p>したがって、当該制度を利用した一連のスキームにおいて発行することとなる信託受益権を有価証券投資事業権利等の適用除外有価証券として規定する必要性はないものと考えられます。</p>
10	<p>特定有価証券ガイドライン案2-4で規定する従業員等持株会の要件は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2に揃えるべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
11	<p>特定有価証券ガイドライン案2-4には従業員等持株会の参加者に信託受益証券等を「譲渡」とあるが、実際は、受益者であることが確定した時点で当該参加者が信託受益証券等を「取得」することになるのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、規定を修正します。</p>
12	<p>特定有価ガイドライン案2-4の「従業員持株会の参加者」として、定年退職や会社の都合による退職により従業員持株会を退職した場合を含むとある。しかし、従業員持株会を通じた株式所有スキームにおいて信託が利用される場合、転籍又は自己都合退職その他の理由により従業員持株会の参加者でなくなった者も受益者となることが想定されるため、これらの者も「参加者」に含まれる取扱いとしてほしい。</p> <p>仮に、当該参加者の要件から自己都合退職者が除外される場合には、ガイドライン案2-4の①～④の要件を満たす場合には、従業員持株会の参加者を一人として取扱うことは否定されないとの理解でよいか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、転籍又は自己都合退職等の理由により従業員等持株会の参加者でなくなった者についても、従業員等持株会の参加者に含まれるよう規定を修正いたします。</p>
13	<p>特定有価証券ガイドライン案2-4の「従業員持株会の参加者」には、「参加者」に含まれる者の相続人その他の一般承継人が含まれるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。この点を明確にするため、規定を修正します。</p>
14	<p>特定有価証券ガイドライン案2-3において、第一項有価証券である受益証券について「信託契約締結時において受益者が現存せず、又は確定しない場合」という規定を設けることは適切ではないため削除するべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
15	<p>第二項有価証券としての信託受益権に係る令第1条の8の3に規定する500名の計算については、「信託受益証券の発行時において受益者が現存せず、又は確定しない場合においても、当該信託受益権を所有する可能性がある者（以下「受益者候補者」という。）の人数や受益者候補者の性質及び法定基準、信託期間にお</p>	<p>ご指摘を踏まえ、規定を修正いたします。</p>

	ける受益者候補者の変更の態様等を勘案して、受益者確定時において当該信託受益権を所有すると見込まれる人数をもって計算することに留意する旨を規定すべきである。	
16	特定有価証券ガイドライン案2-3ただし書きについて改正の趣旨が明らかにして欲しい。	ご意見を踏まえ、特定有価証券ガイドライン案2-3ただし書きを削除し、改正の趣旨が明らかとなるよう規定の修正をいたします。
17	特定有価証券ガイドライン案2-4において、従業員持株会を一人受益者として取扱うための条件は、定義府令第16条第1項第7号の2に規定する要件と一致させるべきである。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
18	特定有価証券ガイドライン案2-4において、従業員持株会を一人受益者として取扱うための条件は、定義府令第16条第1項第7号の2に規定する要件と一致させるべきである。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。